

豊中市立島田小学校いじめ防止対策基本計画

いじめ防止基本計画策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の1つである。豊中市立島田小学校いじめ防止基本計画は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法等に基づき関係機関が相互に連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

いじめの定義

この基本計画において「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取り組みを講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

児童をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動をうながす。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。体系的・計画的にPDCAサイクルを実施することにより、取り組みの改善を図る。

○あいさつ運動：

代表委員会が中心となり実施

○人権学習

○職員研修

○人権参観・個人懇談

早期発見・早期対応

ささいな兆候であっても、疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

OSC、SSW、教育相談員の定期的学校訪問による外部機関との連携（R3.4～）

○アンケートの実施（6月・11月・2月）

○管理職による日常的な校内巡回

○相談窓口の周知

重大事態への対応

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- いじめられた児童の安全確保
- 関係機関・専門家等との相談・連携
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携
- 教育委員会及び市長部局が実施する調査への協力

島田小学校いじめ・不登校対策委員会（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

校長・教頭・首席・当該児童担任・学年所属教諭、生活指導担当者・各学年代表（学年生指）・養護教諭・人権教育担当者・必要に応じて外部の専門家（SC、SSW、教育相談員、池田子ども家庭センターなど）

○年間計画・いじめ防止の取り組み等の立案・実行・検証・修正（PDCAサイクル）

○いじめの相談・通報の窓口

○いじめの疑いに係る情報に対する情報収集・記録・共有

○いじめを認知した際の迅速な情報共有、事実関係の聴取・指導、支援体制・対応方針の決定

○保護者との連携

○市教委の判断によっては重大事態の調査を実施

*最重点の取組みとして、毎月1回、欠席や遅刻が多い児童、学校での様子が気になる児童に関しての情報共有を行う